

輪島市告示第 150 号

次の書類について、送達を受けるべき者の所在が明らかでないため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 20 条の 2 第 1 項及び輪島市税条例(平成 18 年輪島市条例第 79 号)第 6 条の規定により公示送達する。

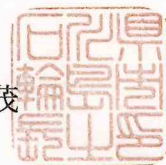
この公示送達に係る書類は、輪島市市民生活部税務課で保管しており、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、同条第 2 項の規定による措置を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 9 月 11 日

輪島市長 坂 口

茂



氏名又は名称	公示送達する書類
合同会社笑海ノ凰	令和 5 年度法人市民税催告書